

議員発案第 2 号

老齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「老齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給を求める意見書」を提出するものとする。

令和4年3月23日 提出

提出者 三条市議会議員 小林 誠

賛成者 三条市議会議員 野崎 正志

同 三条市議会議員 酒井 健

同 三条市議会議員 馬場 博文

同 三条市議会議員 久住 久俊

同 三条市議会議員 西川 重則

老齡基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給を求める意見書

老齡基礎年金及び障害基礎年金の支給額は、高齢者や障がい者の生活を保障するのに十分なものとは言えない。また、これまでも保険料の納付要件の見直しを行い、年金の受給要件を緩和しているが、生活を保障するには不十分である。

加えて、公的年金制度の維持を目的とした給付調整と言われているマクロ経済スライドは、2015年に初めて-0.9%が発動され、発動要件が発生した2019年度は-0.5%、2020年度は-0.1%となっている。本来のスライド改定(物価・賃金変動率)も、生活必需品の上昇とは乖離しており、2021年度は0.1%が、2022年度は0.4%が減額され、低所得の高齢者等への影響は非常に大きいと思われる。

国においては、低所得の高齢者等への配慮として年金生活者支援給付金を支給しているが、納付期間割合となっていることもあり、効果は限定的である。生活保護受給者の5割以上が高齢者という実態もあることから、生活保護担当部門と連携し、負担のバランスを図りつつも公的年金制度そのものが高齢者や障がい者の生活を保障するものになるよう、老齡基礎年金等の支給額改善を要望する。

また、年金受給者になってからも、現役時代の生活習慣をそのまま維持しやすいよう、年金の支給を隔月から毎月に変更することを要望する。

記

- 1 老齡基礎年金等の支給額を改善すること。
- 2 年金の支給を隔月から毎月に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 佐藤 和 雄

〔提出先〕

内閣総理大臣 厚生労働大臣